

# 角委員提出資料

第 7 回建築基準法の見直しに関する検討会  
(平成 22 年 6 月 16 日)

## その他建築基準法関連に関する追加意見

委員 角 秀洋

## 【追加意見】

項目	意見
手続きの簡素化	■建築確認検査制度、住宅性能評価制度、住宅瑕疵担保責任保険の手続きのワンストップ化を推進すべき

- ・住宅瑕疵担保履行制度において、損害保険会社は、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅瑕疵担保責任保険の再保険の引受を行う立場にあり（別紙1 参照）、この再保険の引受は、建築基準法による一定の瑕疵発生防止措置の実効性が確保されていることを前提としております。
- ・従って、建築物の瑕疵発生防止の実効性をより確実なものとするための仕組みづくりは必要であり、構造計算適合性判定制度や構造・設備設計一級建築士制度は継続することをお願いしたいと考えております。
- ・ただし、建設活動における必要な手続きの簡素化は、民間の建設活動の活性化の面から重要な課題であると認識しております。
- ・例えば、建築確認検査、住宅性能評価、住宅瑕疵担保責任保険の加入等の手続きは、現在は別々に申請をする必要がありますが、これらを所定の機関でワンストップ化することにより、事業者の利便性が向上し、これらの手続きにおける負担は相当軽減できるのではないかと考えます（別紙2 参照）。
- ・こうした手続きのワンストップ化を推進するために、所定の機関がこれらの業務を担いやすくするための方策（例えば、指定確認検査機関における出資要件の緩和等）について、ご検討をお願いしたいと考えます。

住宅瑕疵担保履行制度の全体像



